

第四十六回国会 商工委員会 議 録 第三十八号

昭和三十九年四月二十八日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事 小川 平二君 理事 小平 久雄君

理事 始関 伊平君 理事 早稲田柳右衛門君

理事 板川 正吾君 理事 久保田 豊君

理事 中村 重光君

内田 常雄君 浦野 幸男君

小笠 公昭君 小沢 辰男君

大石 八治君 海部 俊樹君

神田 博君 小宮山重四郎君

小山 省二君 佐々木秀世君

田中 正巳君 田中 六助君

中村 幸八君 野見山清造君

村上 勇君 加賀田 進君

加藤 清二君 沢田 政治君

島口重次郎君 楠 兼次郎君

藤田 高敏君 森 義視君

麻生 良方君 伊藤卯四郎君

加藤 進君

出席國務大臣 福田 一君

出席政府委員 通商産業大臣 福田 一君

内閣法制局 荒井 勇君

(第三部長) 外務事務官 中山 賀博君

(經濟局長) 通商産業事務官 田中 榮一君

通商産業事務官 川出 千速君

(大臣官房長) 通商産業事務官 磯野 太郎君

(織維局長) 委員外の出席者

専門員 渡邊 一俊君

四月二十八日

委員橋次郎君辞任につき、その補欠として加藤清二君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件 織維工業設備等臨時措置法案(内閣提出第一四八号)

○二階堂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、織維工業設備等臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告があります。これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 織維工業設備等臨時措置法案の審議に入ります前に、ひとつ政府の織維産業に対する政策という点をお聞きしたいと思います。

まず第一点は、わが国の経済の中における織維産業の占むる位置を政府はどういうふうな評価をしているか、こういう点を伺いたいと思います。御承知と思いますが、この織維産業はわが国の輸出の中で相当な比率を占めております。一九五〇年、昭和二十五年ですが、このときの総輸出が七億七千万ドルに對しまして、三億八千万ドルを織維品で占めております。当時五〇%であった。五五年、昭和三十年になり、六〇年になりまして三〇%、六一年、

三十六年が二七%、六二年、三十七年が二六%、六三年、三十八年が二三%、とにかくわが国の輸出の品目の中で依然として、比率は下がっておりますけれども第一位を占めておる。この織維産業に對して政府はどういうような基本的な政策を持っておられたのか、また今後どういう考え方を持とうとするのか、その点をまず第一に伺います。

○福田(一)國務大臣 お説のとおり、織維は日本の産業のうちで輸出において占める割合は非常に高いものがありますが、最近の順次この比率が下がってきておられます。しかし、比率は下がってきておるが、輸出の絶対量が減っております。減つておるわけじゃなくて、ほかの輸出が伸びましたために織維の比率が下がっております。こういう状況であります。もっとこれを伸ばすべくふりをして

見たらどうかということでありまして、これは御案内のように低開発国その他におきまして、ある程度織維の産業が、工業ができてこれを生産するようになつてまいりましたし、したがって日本としてはどうしても高級品をつくる、相当質の高いものをつくる輸出をするというところへ力を入れていきませんと、最近の国際連合の低開発国開発会議等の問題等ともからみまして、ますますこの問題はむずかしくなつていくと考へられます。したがって、われわれとしてはできるだけこれを高度化していくようなくふりなさねばなりません。特に織維産業が国内の労働力をどの程度使つておるか

というふうなことを考へてみますと、相当これまたウエートが高いのでありまして、しかも中には中小企業も相当含まれておりますので、輸出面におきましてはどうしても高度化されたものをつくるくふうをし、そういう意味で技術の問題あるいは資金の問題あるいは合理化の問題等を十分今後も検討をいたしてまいり、そして助成の措置も講じていく、こういうことに重点を置きながら織維産業の育成をはかつていかねばならない、かように考へておるわけでございます。

○板川委員 高度化した体制をとつていくということはどういう意味でしようか。たとえば織維製品の生産を高度化していくのか、それとも織維製品の品目ですね、たとえば後進国においては綿製品、そういったものの非常な発展が予想されておりますが、そういうところでできない方向を重点的に振興していこうとするのか、どういう意味をお持ちですか。

○福田(一)國務大臣 ただいま御質問のありましたとおり、低開発国等でできるようなものではなくて、いわゆる品質自体のいいもの、それからいままでとは品質の変つた種類のものというように、多種多様化すると同時に品質のいいものをつくる。こういう意味で高度化をしていく、こういう考へ方でございます。

○板川委員 そうしますと、同じ綿製品でも高級品をつくる。それからもう一つは、そういう後進国でできない品

種の糸、たとえば合織、化学織維というふうなものに重点を將來置いていかなくちやならない、こういうことですか。

○福田(一)國務大臣 いままでのおゆる綿製品とかあるいは人絹その他スフいろいろいろございますが、そういうものはそれなりの用途はもちろんなあるわけであるし、これを軽視していいという意味ではないのでありますけれども、輸出を考へてみますと、どうしても低開発国と競争するような品物でない、こういう考へでございませぬ。

○板川委員 そこで今度の新法をつくる上において、政府がどういふ反省をなされておるかというのを伺いたいのですが、従来政府の織維行政に対する態度というものは、国内的には指示操短をして需給調整に終始しておつた。国外的には外国の言ひなりになる輸出規制を行つておつた。こういう従来織維産業に対する政府の態度であつたと思つております。最近の織維の輸出状況を見ますと、昭和三十一年すなわち旧法ができて以来、昭和三十五年、一九六〇年、この間は比較的量的にも金額的にも非常に上昇期であつたのです。このときに日本の織維産業が大幅に上昇したために、世界各国で市場攪亂のな行爲としてやや非難の対象になつた。そこでガット等において市場攪亂のな臨時措置というものが協議されたことはわかるのですが、しかし昭和三十五年から三十八年

の間を見ますと、数量的にはあまり変化がない。三十五年を一〇〇としまして三十六年が九五・二です。三十七年が一〇五・三、三十八年がおそらく一〇五程度であろうと思うのです。数量的には一九六〇年前と比較しますと非常にたくさんふえているという形じゃないですね。停滞をしておる。この停滞している原因は、私は、諸外国で日本製品のいわゆる市場攪乱の行為があるということ議論になり、調整がとられたからだと思うのです。確かに一九六〇年前、三十五年前のように非常に躍進して輸出が伸びていく場合には、そういう非難もある程度当たると思うのです。むちゃくちゃに一地区に日本の製品がはんらんするというのもあったから、相手方が刺激されました問題とならざるを得なかったことはわかるのですが、最近三年間は伸びないのです。安定している。ですからこの辺で、安定をしておることだし、日本は自由化も九二%もやっておりまして、OECDにも加盟されたし、八条国にもなったし、とにかく自由化の義務を日本は果たしているのですから、私はこれからはもっと繊維製品が相当な輸出をするような考え方の上に立たなくちゃならぬじゃないだろうか、こう思うのですが、その点について大臣のお考えを伺います。

○福田(一)國務大臣 ます数量的のほうから考えてみますと、お説のとおりでございまして、輸出は最近ほむしろ高原本輸出といいますが、そう伸びは多くはないのであります。しかしこれは同時に、先ほど申し上げたような低開発国向けの分がかなり減っているけれども、今度は相当高級品が外へ出てきておるといふこともございまして、私は品物の内容はかなり変化をしておると思っております。それから一方、お説のように最近伸びが、あまりそう無理なことはしていません。綿製品協定もできたし、その他の面においてもかなり輸出秩序というものを考えながらやっておるのでありますから、しかも自由化率は九二、三%まで伸びておりますし、もうそう遠慮する必要はないのであります。ないものであります。しかし外国の製造業者、商社とも、この繊維の問題についてはなかなか強い競争相手を持っておるわけでありまして、同時にまた日本のPRというものが非常に足りない面も多分にあったと思うのであります。最近の傾向を見ても、アメリカあたりでアンチ・ダンピング法などについても、あまり自由化と相反するような動きをしては困るじゃないかというような空気が出てまいりまして、そういうような一連の措置といいますが、一部の措置がとられるような傾向にあるというわけでありまして、これなどもだんだん日本の実情というものがわかってきた結果じゃないかと私は思っております。お説の通り、いわゆる経済外交もしくは日本のPRというものをとすべきではないか。高級品を売るといふことになれば、アメリカとかあるいはまたEEC諸国とかというような先進国に売らなければいけないのですが、そういう面においてまだ私は日本の経済外交の面において、あるいはまたこの日本のPRの面においても欠けておると思うのであります。今後われわれとしては一そうそういう意味で努力をしてみたいと思

ばならない、かように考えておるわけでありまして。
○板川委員 外務省は来ておりますか。
○二階堂委員長 中山経済局長が見えております。
○板川委員 外務省に伺いたいのです。アメリカを中心とする二十一カ国でしか綿製品の協定がございませぬ。この綿製品協定に引き続いて、アメリカでは毛製品にも同様な協定を結ぼうという動きがある。ドイツ等から合繊等の同様な協定をしようとする動きが向こうの国にあるそうですが、ガットの精神からいって、そういう協定というのは本来ならば例外的な措置、臨時的な措置であるべきだと思っております。それを綿製品から毛製品、合繊繊維というようにならぬに、みんな一つの品目を指定してそういう協定を結ぶということは、本質的にガットの精神と相反するんじゃないですか。こういう点をどうお考えですか。
○中山政府委員 確かに仰せのとおりであります。ガットの精神は、そういう輸入制限的な国際協定をつくるというところについては問題があると思っております。したがって数国間の免責協定の際にはガットの関係をどうするかということが一つの問題になっております。そうして結局それはこのガットの規定していることに対して、今度の多数国間協定は多数国間で協定しまして、ガットの原則は原則だけども、これは例外的なこととしてつくった。したがって、そういう広い意味ではコンパティブルな意味であるけれども精神は反する、好ましくないけれども、法律的には一応橋をかけたということござ

います。
○板川委員 ですからそれはガットの精神に反するが、しかしガットにも十九条等によって、自由化したために外国の産品がどつと入ってきて、自国の産業に壊滅的な打撃を与えるおそれがあるときには措置をすることができると。それは一般的な措置であって、特定の国の産品に対する措置じゃない。ところが綿製品協定なりというものは、これはある意味では特定国ということになる。ですから本来からいえば好ましい傾向じゃないから、やむを得ずやるとしても最小限にとどめるべきであって、これを毛製品に及ぼし、合繊に及ぼすということになったら、これこそガットの精神をますますくずしていく形になるのではないか、こう思うのですが、アメリカや西独等からそういう話があった場合には、一体外務省として、日本国としてどういう態度をとられますか。
○中山政府委員 確かにガットの精神からいって、こういうものはつくりたくないし、それからまたさらに最近のように関税一括引き下げ交渉というようなものができて、そして工業製品については将来五年間のうちに関税を五〇%引き下げるといふような事態ができてきたときに、一方においては非常に貿易障壁の撤廃ということをやりたいが、片一方ではこういうような新しい障壁を設けることは確かに矛盾でありまして、われわれとしてはしたがってできるだけそういうような国際協定はできないように努力したいと思っております。それからまた綿製品取りきめにもありますように、もしかりにそういう協定でガットの権利義務という

ものが、われわれの持っている権利というものが侵された場合には、たとえバガットの二十三条の規定によってこれを救済していくというような努力をしなければならぬと思っております。
○板川委員 いま日米間でとり行なわれておる綿製品協定ですが、これと日本の綿織物の輸出状況を数量的に調べてみますと、一九五六年から六三年、この間にほとんど日本の輸出の総量としてはふえていないのです。ふえていないのに、
〔委員長退席、始閣委員長代理着席〕
アメリカ市場に特別ふえていっているかどうか知りません。一九五六年日本の綿織物の輸出は十億五千五百平方メートル、それから六三年が十億八百万平方メートル、貿易統計月報という通産省が出した資料にあります。この数量がたいしてふえていないのです。年度順に言ってみますと、一九五六年が十億五千五百平方メートル、五七年が十億二千七百平方メートル、五八年が十億四千四百平方メートル、五九年が十億五千六百平方メートル、六〇年が十一億九千九百平方メートル、六一年が十一億七千九百平方メートル、六二年が十億二千九百平方メートル、六三年が十億八百平方メートルというぐあいに、たいしてふえてないようです。ふえてないのにアメリカで大騒ぎをされて綿製品協定をしたのですが、この場合にはアメリカだけ特別に、日本の輸出は全体の輸出ですから全市場に向けているので、全市場に向けたのはそうふえてないが、アメリカだけ特別行ったという形になるのですか。
○磯野政府委員 アメリカだけ特別に

ふえたのではございません。

○板川委員 大臣、とにかく日本の織維製品というのは六〇年を境として高原状態じゃないのですよ。停滞状態なんです。その停滞状態の原因はどこにあるかという点、私は旧法のいわゆる指示操短ですか、こういうところが足踏み原因にこの二、三年なってきたんじゃないかなと思うのです。そういうことで、この日本の織維産業というのはまだまだ輸出の第一位を占めて十三億ドルを持っておるのですから、これは後進国が出てくるからやむを得ないんだ、あるいは世界の先進国の織物輸出というものは、織維品の輸出といふのは減ってきているからしょうがないんだと言わずに、やはり日本の特異な産業としてこの織維製品の輸出というものを今後政府として大きな力を入れたすべしじゃないか、こう思うのです。そういう考え方を持っておるのです。法律との関係はあとで伺います。そういう重要な産業に対して実はあまり政府として援助というのですか、そういう点が十分でなかったんじゃないかと思うのです。

次に伺いたいのですが、税制上、金融上優遇措置を講じるといふふうに織維工業設備審議会の答申にはうたわれておるのですが、この税制上、金融上の特別措置というものは、どういふようなことを具体的に考えておられるのですか。

○磯野政府委員 金融上の措置につきましては、ことしからの法案の施行に際しまして、開銀に財投十億円を計上しております。中小企業金融公庫につきましては特別なワケがございますが、これは公庫の全般の貸し出し

の中から積極的に見てもらうように考えております。

それから税制につきましては、御承知のように古い機械を二重つぶしにして新しい機械一重に新設する場合には、新しいその一重につきまして特別償却について大蔵省と話し合いがほぼ了解点に達しております。

○板川委員 今度の新法で、従来あまり政府は織維産業に援助をしてないんじゃないかと思っておったのですが、今度の予算を見ますと、新法の施行に伴って開銀より十億円の融資を行なう、また中小企業金融公庫におきましても、一般のワケのうちから数億円の融資を行なう。開銀から十億円、中小企業金融公庫から数億円という程度の金というものは、私は織維工業の重要性から見ると、スズメの涙程度の金融措置ではないか、こういうふうに思うのです。それからもう一つは、税制上の問題にしても特別償却をいま大蔵省と交渉中ということですが、税制の特別措置というものはどういふような特別償却の内容を持っておるのですか。

○磯野政府委員 十億円につきましては、御指摘のとおりスズメの涙ほどという感じもいたしますが、ただこの十億円は御承知のとおりこの法案が施行になりました場合の十億円でございますので、大体半年間で十億円というところで、年率にいたしますと計算上二十億円というふうなことになるかと思っております。それから開銀につきましては、御承知のとおり業種によつていろいろ違いますけれども、二割ないし三割の開銀融資を行なうわけでありまして、協同融資の幅を考えますとまあ大体半年間に三十億程度というものは

できるものと思えます。それから税制につきまして、先ほど申し上げました廃業に伴う新設につきましては、これは特別償却をやることになっておりますが、その間の考え方としては、紡績業全体につきまして労働事情に対処するために合理化が必要でございますので、そういう新しい機械による合理化につきましては、今後の問題としてやはり税制上の優遇措置が与えられるよう考えていきたいというふうに思っております。

○板川委員 今度の新法によつて三年間に二百三十万の廃業が行なわれて、そのために百五十万復活する、その百五十万のうち六十万が新設で五十五万が旧機械を復活させるという形になる、こういう資料も出ておりますが、六十万と云うものを設備する場合に一体どのくらいの資金というものが必要なんですか。

○磯野政府委員 大体一重二万円程度と考えられますので、六十万で百二十億程度だと思えます。

○板川委員 それは機械だけで百二十億、その他の設備等を考えれば私にはもつ膨大な資金が必要となるのじゃないか。三十九年度十億円程度だといふのは、そういう意味じゃ十分じゃないと思えます。その点はひとつ次の機会にはもつと政府としても織維産業の重要性から考えて資金的な考慮を払ってもらいたいと思えます。

そこで法律に入りたいと思えますが、法制局来ておりますか。

○始開委員長代理 法制局は荒井法制局第三部長が見えております。

○板川委員 この織維新法は、専門家にはこれは読みいかもしれませんけ

れども、国民が読むと非常に読みづら法律ですね。かえって旧法のほうがまだ読みやすいような感じがします。だんだんくふうをして読みやすくすれば法律というものは正確に表現しなればなりませんから、ある程度くどくなったり、独得の表現があるといふことはやむを得ませんけれども、どうもこの織維新法というものは何回読んでもよくわからぬ。正確を期するの必要でありまして、同時に国民にわかるような法律にするよう今後ひとつ注意してもらいたいと思う。内容についてはいづれその場所場所について言います。

局長に伺いますが、織維新法と旧法との違いというのはどこにあるのですか。

○磯野政府委員 一番の違いは、法律の第一条の目的に書かれておるのでございますが、旧法は、いろいろ目的がございましてけれども、大まかな考え方を申し上げますと、旧法が施行になりました当時におきまして相当過剰の精紡機があつたわけでありまして、その過剰の精紡機は、将来織維の需要が増大するにつれて動いていくのではなからうかというふうに考えた点であつたと思えます。したがって、将来需要の増加に対しまして、それが動き出す間はそれをとめておきまして過剰生産が起らないようにした、こういう考え方が基本にあつたと思えます。それに対しまして今度の法案の考え方といたしましては、過去の経験等にかんがみまして、どうも将来を見渡した場合、四十三年度を見ました場合に

も、やはり過剰精紡機はどうしても残るといふ前提に立ちまして、そうしてその過剰精紡機を解消することによつて織維工業界に自由競争の新風を吹き込みたいということが、新しい法律の基本的な考え方でございます。

○板川委員 こういうことですか、旧法は需給調整的なものを柱としておる、新法は、この目的にありまして過剰精紡機の廃棄いわゆるスクラップ・アンド・ビルドというものを柱にしておる。これが新旧第一に違う点である。第二は、新法は失効法である。四年間でなくなる法律である。旧法は臨時法であつて、場合によつては延長し得る。こういうものもある。あとは輸出の正常化とか合理化という文章が新旧両方の法律の目的にありますが、根本的にはその二つが大きな差ではないか、こう思うのですが、そういう意味ですか。

○磯野政府委員 大体いまおっしゃつたとおりに考えております。

○板川委員 それでは、この第一条で伺いたいのですが、第一条に「過剰精紡機の廃棄」といふようにございまして、ここでいう過剰精紡機は、二十一条の大目が使用停止の命令を下したものであるという意味にとつておるのですか、それとも一般的に使用停止の協定に参加しておる、指示協定ですか、共同行為に参加しておる精紡機の教も第一条の過剰精紡機の中に入るのであるのですか。

○磯野政府委員 この法案におきまして過剰精紡機の定義は第七条に書いてございまして、第七条の一項の一号の二行目から「第二十一条第一項の規定にある命令により糸の製造の用に供することを停止されたもの(以下「過剰精紡機」といふ。))と書いてございまして、

いまおっしゃいましたように、第二十条、大臣の命令が下りましたものを本法案においては過剰精紡機というわけでありませう。

○板川委員 これはあとになって言ってもいいですが、第二十一条の規定というのは、その前の七条によって使用停止の共同行為を指示して共同行為に全部賛成して参加しておれば、しかもそれで目的が達しられれば第二十一条は発動しないのじゃないですか。

○磯野政府委員 この法律案の考え方としては、過剰精紡機をそのままにしておけば、日本の繊維工業はたいへんなことになるという前提に立つわけでございます。そういうこと

○板川委員 過剰精紡機じゃないよ。まだ命令が出ない前の使用停止の精紡機についてです。

○磯野政府委員 いまのお尋ねにつきましては、結論だけ申し上げますと、第十七条の通産大臣の指示がございました場合に、第二十一条で書いてございますように、命令をした相手方の企業が二分の一以上その共同行為を実施し、それから精紡機の錘数にいたしまして三分の二をこえております場合に、その要件で共同行為ができたわけ

でございますが、その場合においてその共同行為をもつては、つまりその共同行為だけでは廃業を促進することができないと考えました場合には、第二十一条にかけることを考えております。

○板川委員 法制局に伺いますが、七条で大臣が共同行為を指示するので、第二十一条というのは、その共同行為に参加しても効果がないという場

合に、第二十一条が発動できるのでしよう。第二十一条を発動しないと、過剰精紡機という概念は出ないのです。そうするとこの一条でいう過剰精紡機というのは、第二十一条で使用停止命令が出たものだけを言うのか、一般的に共同行為によって格納化しておるもの、使用しないもの、これを含めたものも過剰精紡機というのですか、どっちですか。

○荒井政府委員 ただいまお尋ねのありました点は、第二十一条の命令がされたものを、第七条の第一項におきまして、「以下「過剰精紡機」ということになっておるのでございまして、七条の一項の一号にうたってお

りますように、この七条以下の条文において過剰精紡機というのはいささかのものであるということでございます。第一号で、たまたま同じことばのように、過剰精紡機の廃業の促進ということばをかねておりますけれども、一条は目的、趣旨を一般的にうたったものであるという意味におきまして、必ずしも厳密な、七条で書かれているそのものがそのまま当てはまるということではなくて、実質的に過剰な精紡機という趣旨に読むべきであらうと思

います。

○板川委員 そうすると同じ法律の中で、七条一項一号で、「以下「過剰精紡機」という。」から、七条以下の場合には、過剰精紡機というの、二十一条の停止命令が出たものである。七条の前の第一条の過剰精紡機というのは、一般的ないわゆる使用停止協定に参加しているものと、あとで命令が出た場合も含めたものをここで過剰精紡機という、こういうことでしょうか。

から、それを含んでいるかどうかということをお聞いている。

○荒井政府委員 その点はおっしゃる通りでございます。

○板川委員 一つの法律の中で、なるほど「以下「過剰精紡機」というから、それ以下は、この使用停止命令をかけたものだけをいうのですね。しかし、一つの法律の中で一条の過剰精紡機と七条以下の過剰精紡機が、法律の内容の意味が違ふという事は、あまりできない法律じゃないんじゃないですか。だから、たとえばこの場合に七条の指示による過剰精紡機とかあるいは停止命令による過剰精紡機とかいうように、この過剰精紡機は二つを意味するのだという書き方をしなければ親切な表現じゃないんじゃないですか。当初言った問題点というのは幾つもありましたけれども、こういう書き方じゃないほうがわかりやすいのじゃないかという事を言っている。どうですか。

○荒井政府委員 一般に法律の目的なり趣旨を書いている条文というものは、通常それほど厳密な用語の定義をした上で書かれるというものはございませぬので、常識的な意味で過剰な精紡機であるとかいうようなものをいうというふうなことは、ほかの立法例に徴してもよくあることとございまして、実定規定はその第二章から始まるのだというふうに存じます。

○磯野政府委員 第三條のただし書きでは、試験または研究の用に供するたため設置する場合はこの限りでないというふうに書いてございますので、試験、研究用のものしか、ただし書きは適用しないということとあります。

○板川委員 そうしますと、大体はな

○磯野政府委員 ございませぬ。

○板川委員 大体わかりました。

○磯野政府委員 第五條について伺いますが、「ただし、精紡機又は糸の試験又は研究の用に供する場合その他通産産業省令で定める場合においては、通産産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない」という、通産産業省令で定める場合においてというその内容は、どういうことをお考えですか。

○板川委員 これは過剰しておる精紡機の廃業とかいうふうなぐあいには、できればわかりやすく、うしろのことばを一字でもつけ加えて区分できるような方がいいんじゃないか、あるいは必要はないんじゃないか、そういう点はひとつ考慮をしてもいいと思ひます。

○磯野政府委員 第三條でございませぬが、念のために伺っておくのですが、第三條の精神は、無登録のものは試験、研究以外にはない、こういうふうな考えていいのですか。

○板川委員 この大体というのが非常に困るので、そうであるかないか、大体というの、どういふ点がほかにあるのですか。

○磯野政府委員 第三條のただし書きでは、試験または研究の用に供するたため設置する場合はこの限りでないというふうに書いてございますので、試験、研究用のものしか、ただし書きは適用しないということとあります。

○板川委員 そうしますと、大体はな

○磯野政府委員 ございませぬ。

○板川委員 第五條について伺いますが、「ただし、精紡機又は糸の試験又は研究の用に供する場合その他通産産業省令で定める場合においては、通産産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない」という、通産産業省令で定める場合においてというその内容は、どういうことをお考えですか。

省令の内容として考えておりますものは、この使用の制限に対するただし書きの運用につきましては、御承知のとおり現行法でもこういうふうな仕組みになっております。それで現行法に基づきます省令で定められたものが一つの基準にならうかというふうな考えておりますが、現行法で書いております場合は、一つは中小企業の場合、これは中小企業は御承知のように設置規模が非常に少のうございませぬので、ごくわずかの精紡機の中でのいろいろ区分けすることが自然でございませぬので、そういうときにはこの使用の制限を解除するようにはいたしております。それからもう一つは輸出の場合でございまして、登録精紡機で引くことができる糸と違つた輸出の注文を受けました場合、これは輸出振興ということもございませぬから、そういう場合にはこのただし書きによりまして許可をいたしております。これが現行法の省令の内容になっております。この新しい法案が実施されました場合も、いま申し上げましたような二つの例と、それからもう一つは現行法から新しい法律への移しかえになりますので、その移しかえによって従来現行法で認められておりましたものが新しい法案によってなくならないようにするための既得権の保護の問題、大体その三つの場合を想定いたしております。

○板川委員 現行法、いわゆる旧法の省令では、こういうふうな書いてありますね。五條で、「当該精紡機または織物幅出機を糸の製造または織物の加工の用に供する者の事業について、その規模が極めて零細であることその他特別の事情があることにより、その事業

の維持のため、期間または数量を限り、その登録の区分に係るもの以外の糸または織物の製造または加工の用に供する場合」二として「当該精紡機または織物幅出機を糸の製造または織物の加工の用に供する者が輸出すべき糸もしくは輸出すべき繊維製品の原料たる糸であつてその登録の区分に係るもの以外のものの製造の注文を受け、または輸出すべき織物もしくは輸出すべき繊維製品の原料たる織物であつてその登録の区分に係るもの以外のものの製造の注文を受けた場合であつて、その者が当該糸の製造または織物の加工をしなければ当該糸もしくは織物または当該繊維製品の輸出貿易に支障を及ぼすことが明らかな場合において、期間または数量を限り、当該糸または織物の製造または加工の用に供する」とき」というふうな現在の省令は書かれておりますが、この二つの条項をそのまま生かすという意味ですか。

○磯野政府委員 そのとおりでございます。

○板川委員 そうしますと、第一のほうは具体的にいうとどういう趣旨ですか。たとえば中小企業者で零細であるということが一つの要件になつていないか。その規模がきつめて零細であること、そしてその区分外糸を引かさなければ事業の維持のため非常に困難が生ずるから期間または数量を限つて区分外の糸を精紡してもよろしい、しかしこの場合には許可を要する、こういうことだと思つておりますが、そういうふうな解釈していいですか。

○磯野政府委員 いまおっしゃつたようなケースでございますが、たとえば特精紡というものがございしますが、これはほとんど五千鍾以下の非常に小さなものでございします。そういうものは、これは原則的にいいですと特精糸しか引けないわけでございますが、それが綿糸を引くというふうな場合に、その許可をいたしております。

○板川委員 特精紡があつて、それは綿も引ける。しかし今度は特精も綿も同じ村でしよう。

○磯野政府委員 新しい法案では同じ村になります。現在では違つております。

○板川委員 現在の場合は十の村に分かれておりますから、特精紡の機械があつて精紡は引ける。綿紡の注文を受けた。区分外糸は引けないが、しかし非常に零細で、その注文を受けないとあとの注文がなくてつぶれるというような場合に、許可を受ければやってもよろしい、こういうことですね。今度の場合にも、それが三つの区分に分かれますが、そういう趣旨が、次のこの法律として省令で定める場合には入る。それでこの一の中に、「その規模が極めて零細であることその他特別の事情があることにより」とあるんですが、特別の事情というのとはどういふことが考えられておるのですか。新法の省令の中には含まれるとすれば、特別の事情があるというものは、どういふことが考えられておるかということなんです。それは、たとえば今度無登録の精紡機も二十日以内に登録すれば登録を受け付けますが、第四村から一三の村に、この条項を使つて転入ができるかどうか。

○磯野政府委員 新しい法案の場合に、第四の村から他の村に、この条項で転入ができるかどうかというお尋ね

でございますが、いまおっしゃつておられます新しい法案の第五条のただし書きの省令という意味でございしますれば、そういうことはございませぬ。

○板川委員 「その他特別の事情」という中にあるのかと思つたのですが、ではこの省令の中で第四村から一三の村に転入できるということは、第四村が一三の村の過剰精紡機なりあるいは稼働精紡機なりを買つて転入することではできぬと思うのですが、そうではなくて、第四村が注文を受けて、零細企業だから困るからということでの許可を受けて、一三の区分外の糸を引くということではあり得ないかということですか。この点を伺いたい。

○磯野政府委員 第五条のただし書きの運用の問題といたしまして、第四の村に登録されたものが一三のほかの村に転入をするということではございませぬ。

○板川委員 わかりました。それと、省令を考へる場合に、いま一、二の問題があつたのですが、こういう場合はあり得ることだらうと思つたのです。大きな産地がありますが、その産地が、福井の震災ではないけれども、天災地変のために大きな損害をこうむつて、生産が激減して需給のバランスを欠くというような場合に、この省令の項目の中に許可を受けてやるということではあり得ないかどうか。

○磯野政府委員 いまおっしゃいましたような不慮の天災によつて供給力が非常に不足する必要がある場合、これはある意味で現在需要に対して供給力が不足するから、それをバランスさせなければいけないという問題でございしますが、そういうふうなことに

きましては第五条のただし書きは考慮してございませぬ。

○板川委員 その場合には十九条なり二十二条なりというふうな形をとらうとするのですか。

○磯野政府委員 その場合には、大体におきまして、非常に大きな場合は十九条の問題であらうかというふうな考えをいたします。

○板川委員 それから、これは法制局に伺いたのですが、五条の場合、一項で精紡機が書かれてあり、二項で幅出機が書かれてあります。ところが第七條になると、一項で「精紡機又は幅出機」と一緒に書いてある。これは第七條を五条のように読みやすく整理したほうがよかつたのではないですか。これは立法技術としてはこのほうが新しい形式なのですか、それともこのほうがわかりやすいというのですか。第五條では、一項で精紡機のことと書いてあり、二項で幅出機のことと書いてあつてわかりやすい。第七條に入ると、「精紡機又は幅出機」という形になつて非常に読みづらいのだが、なぜ五条と七條の表現の形が変わつておるのですか。

○荒井政府委員 七條の場合には各号列記という書き方をしております。各号にあげて書くというところは、五条のように各号列記でなくて中身でだら書くという場合に比べて、考え方がよければかえつて読みやすいという点もございします。その七條の一項を二つに分解いたしますと、現在のこの原案にありますが、第二項の規定は、それぞれ両方同格で書かれなければならぬというふうな意味で複雑になるという要素もあるわけでございます。

おっしゃる点も確かに今後の立法の問題として考えさせていただきますけれども、本件の場合、現在提案申し上げますけれども、お尋ねのような形式が絶対いけないということでもないではないかというかと、こう存じております。

○板川委員 ある役人が、ずいぶん法律を扱つていますが、この繊維法はほんとうに読みづらい、こう言つておりますが、国民のために読みやすいように今後ひとつくふうしてもらいたいと思つています。

局長に伺いますが、第七條の一項に「一、二、三」とありますが、幅出機以下同文という形で精紡機に当てはめて、一項の一号は簡単に言う、どういふことを書いてあるのですか。

○磯野政府委員 一項の一号は、簡単に言いますと、たとえば第一の村で稼働しております精紡機が古くなりまして、それを減失いたしましたして、新しく精紡機一臺を据えつけよう、こういうことでございます。

○板川委員 二、三号についても同様にひとつ簡単に説明してください。

○磯野政府委員 二、三号は、書いてございしますように、過剰精紡機に関連してありますが、第二号については申し上げますと、たとえば第一区分にございします綿の過剰精紡機二臺をつぶしまして、新しく一臺を第一区分に登録する、新しい場合でございます。

それから第三号でございますが、第三号はたとえば第二区分でございますが、これはそのままの区分でございますが、その区分にございします過剰精紡機を二臺つぶして、そのかわりに新しく精紡機一臺を第一区分に登録する、こういうことでございます。

○板川委員 第一号は、働いているのを同村内で取りかえるということですね。それから第二号は、同じ村の中で二台を廃棄して一台を復活させる。第三号は、二台廃棄して一台復活して、二、三の村より一の村に転入する場合のことを書いておられますね。そういうことですね。そこで第一項の二号に「政令で定める比率を乗じて得た」というふうにあるのですが、「政令で定める比率」というのは、この場合どういう基礎に基づいて計算をされて定められるのですか。

○磯野政府委員 これはいまの第七条の第四項をごらんいただきますとそこに書いてございまして、「第一項第二号の政令の立案をするには、」云々と書いてございまして、この法案が施行になりまして、旧法の登録を受けておられます精紡機の錘の数、これが一つの基準になります。具体的に申し上げますと、これは千六百三万錘でございます。それが一つと、それから、並びに昭和三十三年度における繊維製品の需給状況に基づいて算定される三十三年度における必要となるべき精紡機の数を勘案すると書いてございまして、これがたまたま私どもの計算では一応千二百五十九万錘というふうなことになるのでございまして、その差の三百五十万錘程度が過剰というふうに一応考えられるわけでありまして、これらの数字と、それからもう一つ、昭和三十三年度における繊維製品の需給状況に基づいて算定される四十三年度において必要となるべき精紡機の錘の数、この三つの数を勘案するというふうになつております。四十三年度のものは千四百十五万錘程度というふうな考え

ておりまして、結局この法案が施行になるときの三十三年度の千二百五十九万錘程度が四十三年度において千四百十五万錘程度になればいいと考えられるわけでありまして、したがって三百五十万錘程度の過剰の精紡機を原資としたしまして、そしてそれがどのようにに移り変わるか、あるルールを用いました場合に、どのようにして千四百十五万錘になるかという計算をいたしますと、大体において二錘をつぶして一錘を新設する、あるいは使用停止になつた三錘の中で二錘をつぶして他の一錘を動かしていくというふうなことになる、四十三年度において所期の千四百十五万錘程度になる、こういう考え方をいたしましたとして、その政令の立案をするということになります。

○板川委員 そうするとこの場合は、いま言ったような説明に基づいて二対一ということなんです。そこで四項にその出し方の計算の基準がある。政府からの資料によって見ますと、錘が三十三年の十月に本法が施行されるときに千二百五十九万錘、それがこの法律が廃止になる時期に千四百十五万錘あればいい、したがってその間にふえる分だけ取ればいいのであって、あとは過剰精紡機という形になって、そういうことから二対一ならちやうどいいという計算が出ております。そこで算定の基礎になった繊維の需給見通しを見ますと、三十三年、四十三年の繊維の需給見通しを比較すると、合計ではこの四年間に一二二になつて二割二分ふえる。三十三年度百三十九万トンですね。それが四十三年度には七百十万トンの需要になつて、その割合は二割二分増です。その内容を検討する

と、天然繊維が三九から四三まで八%、合成繊維が一七〇ですから七割ふえるというふうになります。合成繊維が七割ふえるというのだけれども、合成繊維の過去四年間は三倍になつておりまして、今度四年間に七割しかふえないという計算はどういうところから出ておりますか。いいですか。合成繊維は三十三年度は三十五万トン、四十三年が五十九万トンということになります。その四年間に一七〇%になるのですから七割しかふえてない。過去四年間の合成繊維の伸びというのは約三倍になつておる。どこかに資料があつたと思うが、そうすると、この需給の見通しとして合成繊維というのは非常に過小に見積もつておるのではないかと、思ふのだが、その点はどうお考えですか。

○磯野政府委員 合成繊維が初めて生産され、利用されるようになりましたのは昭和二十一年でございますが、昭和二十一年から急速な発展をいたしました。三十三年度では糸に換算しまして三十五万トン程度になつたわけでございます。もちろんいろいろな合繊の特殊な性質からいたしまして、今後もその成長が早いと思ひますけれども、しかし何と言つても、二十一年から約十年間に非常に大きな規模になつたわけでございますが、いままでのような非常に早いテンポで、今後もそのカーブで成長するかどうかは若干疑問がございます。そういう点で、以前と違ひまして大きなスケールを基礎として成長を考へる場合には、この程度がいいのではないかと、そういう感じでございます。

○板川委員 これは一つの算定の手想

です。それからわかりませんが、私の感じとしては、四年間七〇%の増加というのはあまり過小に評価されているのじゃないかと、こう思ふのですが、それはそれとしてお許し願ひいたします。

そこでこの計画によると、新設としては先ほど局長答弁されたように六十五万錘、四年間で……五十五万が過剰ということになるのですが、この六十五万錘の新設というのは、繊維機械関係にどういふような影響があるか聞きたい。これはいまここに全国機械金庫労働組合新産別というところから陳情がきておつて内容を見ますと、なかなか新機械がいいし、性能が上がつている、そうして人手も不足の時期だからいい機械を使えば能率が上がりましてよというふうに書いておる。これはこの組合としては、繊維新法によつて機械の注文が激減しては困るという気持ちを持つて、こういう陳情に及んだと思ふのです。この計画によると六十五万錘が新設、四年間になされますが、これは従来の繊維機械の設備の生産とどういふような関係があるか。この新法によつて、機械の注文が激減するやうなことがありますかと、このことを聞きたい。

○磯野政府委員 この法案の目的はいろいろなことがございまして、一つには労働事情を考へて、合理化をしていきましようというふうなことにございまして、したがつて、そういう合理化をするというところで、繊維機械の発注は現行法時代よりも、もっとふえるというふうに考へております。

それからいま御指摘になりました新増設の六十五万錘でございますが、これは三年間の数字でございますが、年平

均で二十万錘程度、これだけでも二十万錘程度の発注があるわけでございます。そのほか凍結解除として五十五万錘程度を考へておりますが、長期または短期の措置によつて、格納いたしましたものの中で、まだ動かすことのできるものを解除するわけでございますが、その解除につきましては、改造等が要るわけでございますので、そういう改造についてのいろいろ発注があるわけでございます。全般として非常な合理化をやるわけでございますので、単に精紡機の関係だけではないでございます。あるいは合繊紡に転換している場合には、温度調整の機械にしてもいろいろ備えなければいけないというふうな、その前後の関係におきましていろいろな発注がございまして、そういう意味からいって、現在よりは相当大きな注文が繊維機械業界に対してなされていくというふうな考へております。

○板川委員 私も一昨日現地に行つてみた場合に、繊維業者から、新法が発動した場合に、同じ村ならば二対一で自由に稼働できるんだから、すぐさま二対一の割合で稼働するの。要するにいままでとめてありますものをすぐ動かしますかと聞いたら、いや、古い機械を動かしてもしょうがないし、人手も不足しておるから、だからこの機会に動かす場合には新設の機械を入れて、人手不足に対抗して合理化設備を強化してやうていくんだ、こういう話でした。新法が生まれたら、すぐ二対一であるいはどつと凍結を解除して、自分の村だけでは済むのですからやるのかなと思つと、そうじゃないので

す。そういう意味で、あるいは新機械

の注文というのが、組合が心配されるようなことはないんじゃないかという感じもしておるのですが、その点はわかりました。そこで二対一の率ですね。これはこの期間中変える意思はもろんないのでしよう。

○磯野政府委員 ございません。

○板川委員 次に第九号は、一項について一、二、三、四号とありますが、これもひとつわかりやすく説明をしていただきます。

○磯野政府委員 第七号が新規登録でございまして、第九号はここに書いてございまして、変更の登録の場合でございまして、ですから減失いたしました精紡機にかえるものが新しくつくくる機械ではなくて、現在すでに登録されておる機械で置きかえる、こういう場合でございまして。第一号は、これは七条の一号に対応する規定でございまして、稼働しております精紡機一錠をつぶして、そのかわりにたとえ第二区分にございまして、疏毛式の精紡機を第一区分に持つていくというふうな場合でございまして。

それから第二号でございまして、これは過剰設備二錠をつぶしまして、新たに登録してございまして、精紡機一錠が置きかわる場合でございまして、たとえ第一区分の過剰設備二錠をつぶしまして、そして第二区分にございまして、疏毛式を、第一区分に変更登録をする場合でございまして。

それから第三号でございまして、これはたとえ第二区分の過剰の疏毛の精紡機二錠をつぶしまして、そしてその疏毛の精紡機一錠を、今度は第一区分に変更登録をするというふうなことでございまして。

それから第四号は、現在それぞれ稼働しております精紡機の入れかえでございまして、第一区分のものを第二に持つていき、第二区分のものをそれと差し違いに第一に持つていく、相互入れかえでございまして。

○板川委員 そうすると、第一号は稼働機を一对で廃棄した村に転入させる。動いているもの同士を廃棄した村に変更するというのが第一ですね。それから第二号は、二をつぶして一の割合で他村から転入するということ。それから三の場合には、二、三の村から二対一の割合でつぶして一村に変更する。したがってこれは一村から二、三村ということは書いてない。この変更は一から二、三村へは編入できないというふうな解釈してよろしい。それから第四は稼働精紡機なら、動いているなら一、三村は自由に変更できる、こういうふうな意味ですか。特に三の村から二村に変更できないという意味をこの三は持つておりますか。

○磯野政府委員 いまおっしゃいましたように、これは第二の村または第三の村から第一の村に変更する場合の規定でございまして、第一の村から第二の村または第三の村へいくということはおきかえでございまして、第一の村から第二の村へいくということにはなっておりません。

○磯野政府委員 そうですと、この公告の規定等はもちろん一村には関係ないということですね。

○板川委員 それでは十條に入りますが、この十條の精神というのですか、どうも読みづらい。この十條の法が実際に動いた場合にはどういう当てはまり方になるのですか。実際の場合に当てはめて、十條の趣旨をわかりやすくひとつ説明してもらいたい。

○磯野政府委員 この法律におきましては、第一の村に合織紡が新たに含まれますので、将来必要となるものあるいは増加するものは合織関係でございまして、その需要がございまして合織紡を持つておる第一村に對しましては、二ないし三の村からいける。そしてそういうケースが普通の場合であらうということでは七条、九条がそのルールをきめておるわけでございます。ただそういうことでございまして、ただいま御指摘のとおり、第一の村から第二の村または第三の村へ、いわば下がっていくというところは、七条、九条で書いてございまして、それができる規定を第十條で書いたわけでございます。一、二の村から三、四の村へ、あるいは二の村から三の村へいくというところは第十條によって可能、こういうことになっております。

○板川委員 これは七条、九条によって、特に九条の一項の三によって二、三の村から一の村へいくことは書いてある。しかし一の村から二、三へは九条の三ではない。したがって、万が一にも二、三の村で不足をしてというふうな場合には、一の村から二、三の村にすることができると、こういうことを規定した条文ですね。

○磯野政府委員 そのとおりでございます。

○板川委員 そうしますと、この公告の規定等はもちろん一村には関係ないということですね。

○磯野政府委員 そのとおりでございます。

○板川委員 それでは十條に入りますが、この十條の法が実際に動いた場合にはどういう当てはまり方になるのですか。実際の場合に当てはめて、十條の趣旨をわかりやすくひとつ説明してもらいたい。

○磯野政府委員 この法律におきましては、第一の村に合織紡が新たに含まれますので、将来必要となるものあるいは増加するものは合織関係でございまして、その需要がございまして合織紡を持つておる第一村に對しましては、二ないし三の村からいける。そしてそういうケースが普通の場合であらうということでは七条、九条がそのルールをきめておるわけでございます。ただそういうことでございまして、ただいま御指摘のとおり、第一の村から第二の村または第三の村へ、いわば下がっていくというところは、七条、九条で書いてございまして、それができる規定を第十條で書いたわけでございます。一、二の村から三、四の村へ、あるいは二の村から三の村へいくというところは第十條によって可能、こういうことになっております。

を受けた精紡機の錠の数に基づき。一云々とありますが、この「一の登録の区分に係る糸の製造の能力が著しく不足し、又は不足する」これはどういうことですか。一つの村でも、新法によると幾つかの糸があるはずですが、この場合には、一つの村というのは全体の糸をいうのか、それとも一つの村の中で一つの糸をいうのか、これはどういう意味を持ちますか。

○磯野政府委員 一つの村の中でいろいろな糸がございまして、ここでは特定の糸の製造能力、特定の糸というふうに考えております。したがって第一村には、綿、スフ、合織糸といろいろございまして、そのおのおのについて考えるというふうな思っております。

○板川委員 もう一度伺いますが、綿紡、特織紡、特綿紡、スフ紡、合織紡というのが第一村になりますね。そこで第一村の一つの登録の区分の糸が不足するというのは、この第一区分の中で——もちろん精紡機が共通できる場合は糸がひけるからいいのですが、たとえ合織の場合なんかは技術的にいってひけない場合があるそうですね。綿紡の精紡機では機械的、技術的な問題があつてひけない場合がある。だからその場合は一つの区分の中の特定の糸ということに解釈はなるのではないかと思うのだが、その場合に、いや現に綿紡なり特綿紡なりで余っているじゃないかという解釈があり得るかどうか、だから結局この場合に一つの区分の糸というのは、共通の使用ができない場合には、一つの村の中で四つ、五つありますが、そのものずばりをいうということになるのではないかと。

○磯野政府委員 一つの村の中でいろいろな糸がございまして、ここでは特定の糸の製造能力、特定の糸というふうに考えております。したがって第一村には、綿、スフ、合織糸といろいろございまして、そのおのおのについて考えるというふうな思っております。

○板川委員 もう一度伺いますが、綿紡、特織紡、特綿紡、スフ紡、合織紡というのが第一村になりますね。そこで第一村の一つの登録の区分の糸が不足するというのは、この第一区分の中で——もちろん精紡機が共通できる場合は糸がひけるからいいのですが、たとえ合織の場合なんかは技術的にいってひけない場合があるそうですね。綿紡の精紡機では機械的、技術的な問題があつてひけない場合がある。だからその場合は一つの区分の中の特定の糸ということに解釈はなるのではないかと思うのだが、その場合に、いや現に綿紡なり特綿紡なりで余っているじゃないかという解釈があり得るかどうか、だから結局この場合に一つの区分の糸というのは、共通の使用ができない場合には、一つの村の中で四つ、五つありますが、そのものずばりをいうということになるのではないかと。

○磯野政府委員 一つの村の中でいろいろな糸がございまして、ここでは特定の糸の製造能力、特定の糸というふうに考えております。したがって第一村には、綿、スフ、合織糸といろいろございまして、そのおのおのについて考えるというふうな思っております。

○磯野政府委員 「一の登録の区分に係る糸、その場合の糸につきましては、第一区分に綿、スフ、合織糸いろいろございまして、そのおのおの糸を特定の糸として、個別的に考えるということにはいたしております。

○板川委員 わかりました。それは別々に特定の糸として考えるということであればけっこうです。

○荒井政府委員 ただいまの点でございまして、第一の登録の区分に係る糸」という点は、読み方としてはどちらにも読めるように思います。いま織維局長の言われましたように、これが一の糸だということに読むことが、この法文の書き方からいって絶対に許されないとはいえないものではないと思っております。

○板川委員 読めるというように法制局も言うなら、それはそれでいいと思っております。どうも表現として不十分じゃないかと思うのだが……。

次に、十二條で伺います。十二條の二項でも十三條の二項でも同じですが、これは公告をして応募者があつて数が多いときは「公正な方法でくじを行ない」ということになっております。そして変更すべき精紡機を定めるというふうな、十二條の二項、十三條の二項がございまして、たとえばある村の精紡機が十萬錠なら十萬錠不足した、そこで公告をしたら、ある会社が十萬錠

ならこの際おれのところでやっておこ
うといつて十万鍾を直ちに申し出た、
十日間の期限がありますが……。ある
会社が八万鍾、ある会社が五万鍾、あ
る会社が三万鍾、こういうふうに会社
の申し出がたかさんあって、その場合
に抽せんでするのですが、抽せんで当
たったのが三万鍾であったというとき
には七万鍾足りないし、六万鍾の人が
当たったときには四万鍾足りない。
ちょうど十万鍾注文した人がびたり当
たればいいけれども、そうでなかった
ときはどういふふうに補充をされよう
とするのですか。公告をした数一ぱい
許可されようとする場合には、どうい
う方法のくじを行なうのですか。私は
あえて「公正な方法でくじを行ない、
」といわなくて、たとえばこれこそは省
令で定める規定においてこれこれをする
というものでいいのじゃないか。か
と思っておるものだから、公正な方法
でくじを行なうというのはいささか場
合にどうやるのかということ伺いた
い。

○磯野政府委員 「公正な方法でくじ
を行ない、」というのは現行法でも書
いてございますが、考え方といたしま
しては、精紡機の登録は物的な登録で
ございますから、登録の申し出がござ
いますれば、その申請者の経営の能力
でございますとか資金的な関係を問わ
ないで登録をさせるということが好ま
しいということ、こういうふうになく
じの方法になっておると思います。
それからくじの方法でございますが
が、百万鍾の所要の鍾数に対してくじ
を行ないまして、そのくじに当たりま
した者をすつと一番からとっていくわ
けでございますが、たとえば最後に第何

番目かの者が十万鍾しかあき地がござ
いませんとときに、十五万鍾の登録の申
請があったというふうな場合があるか
と思ひますが、そのときにはもしもそ
の者が十五万鍾でなくて十万鍾でもい
いと言えは十万鍾で登録をすることに
なると思ひます。それからどうしても
十五万鍾でなければ私にはやる気がしな
いので十万鍾ではだめだということに
なりますれば、今度は次順位の者に当
たつていってこれを埋めていくという
ようなことになると思ひます。
○板川委員 たいした問題ではないけ
れども、それではくじというのは一着
一人というのじゃなくて、順位をきめ
て、そして上の者から好きなだけ当
たつた順でとつていって、不足の場合
には、第一順位が自分の言っただけと
り、それでなおかつ足りない場合には
第二順位の者、第二順位の者がいやだ
といえれば第三位という形に持つてい
って、順位をくじできめてやる、こうい
うことですね。——わかりました。
十三条について伺ひますが、十三条
をひとつわかりやすく説明してくれま
せんか、何回読んでよくわからない
ので。

○磯野政府委員 大体の輪郭から申し
上げますと、ただいま申し上げました
とおり約三百五十万鍾程度の過剰精紡
機を原質といたしまして、二対一の
ルールによって過剰精紡機を廃棄し、
そして必要なものを新設していくとい
うことになっております。そしてその
関係で私も考えておりますのは、七
条、九条のルールであります。それ
から逆に第一から第三におりていくと
いうような場合には十條というふう
に、これは十二條のことですが、第七

条、九条、十二條によってそういう
ふうなことが可能になるというふう
に考えておるわけでございますが、しか
し、これは何ぶんにも企業の自主廃棄
でございます。廃棄、新設そのものを
国が強制するとか法律が強制するとい
うことはいたしておりません。した
がつて、そういう業界の盛り上がった
自主廃棄のルールによってそれが可能
になるとは考えておりますが、必ずし
もそれは強制力はございませんので、
そういう場合に第十三条が働くとい
うことで考えております。
○板川委員 こういふのですか。これ
は前段のほうでは十條で二、三村の糸
が不足して、それでその場合に二対一
で入れますよという不足数を公告し
て、しかし全部注文をとつてみたが
そのあき地を埋め合わせる事ができな
い、しかもなおかつ糸が不足してお
るという状態、そういう場合と、次に同
村内で過剰精紡機がない——この場合
には大臣命令で過剰精紡機というよう
な形になるのでしょうか、その過剰精紡
機がないときは廃棄を必要としないで
一対一というか、新增設をさせますよ
というのを公告する規定、こういう
ふうに考えていいですか。

○磯野政府委員 そのとおりでござい
まして、第十三条は不足を認める場合
であつてということが前提でございま
すが、公告をしても精紡機の鍾の數に
達しないときというふう書いてござ
いますから、これは十條の公告の場合
でございます。公告をいたしましたけ
れども、所要の鍾数だけ申し込みがな
かったというふうな場合に十三條で新
設を認める、公告をして新設させると
いうことでございます。それから次に

「若しくは過剰精紡機がないとき」と
いうふうに書いてございますので、こ
れは第二十一条命令がかかりました場合
を考へますと、まず第一に第四年目に
は過剰精紡機がないわけでございます
。共同行為は三年間でございます。ま
す。したがって第二十一条命令も三年間
で消滅いたします。第四年目には過剰
精紡機はございません。それから自主
廃棄による過剰精紡機の廃棄が非常に
早いテンポで進みました場合には、四
年目までできませんでも、三年目くらい
で過剰精紡機がなくなるといふことが
考えられます。そういう場合は共同行
為もなくなりません、第二十一条もな
りませんから、この過剰精紡機はござ
いせん。そういう場合には十三條が働
く、こういうことで考えております。
○板川委員 この場合には新設ですか
ら、廃棄は必要としないのですか。
そこで法制局に伺ひますが、たいし
た問題じゃないのだけれども、この十
条では「一の登録の区分に係る糸の製
造の能力が著しく不足し、又は不足す
るおそれがある」といふとき、十三條
では「不足し、若しくは不足するおそ
れがある」といふのは、「又は」と「若しく
は」といふのは、この場合、前の十條
との関連において何か意味があります
か。

○荒井政府委員 第十三条の場合に、
この公告をいたしました要件は、大きく
分けまして二つあるわけでございます
。それはいま読み上げられましたよ
うな「一の登録の区分に係る糸の製造
の能力が著しく不足し、若しくは不足
するおそれがある」と認めるところであ
つて、「云々」といふのが一つの要件で
ございます。その次に、この法案の十四

ページの終わりから四行目の「又は別
表第三号に掲げる登録の区分に係
る生地の加工の能力が著しく不足し、
若しくは不足するおそれがあると認め
るとき」といふので、要件が精紡機の
関係と幅出機との関係等で両方ござ
いまして、そういう大きい選択的な連結
の用語として「又は」といふものを使
う、それからその中にある小さい連結
の選択をあらわすことばとして「若し
くは」といふのを使うという約束にな
つておりました、その約束に従つてお
るわけでございます。
○板川委員 これは、十條の「又は」
とこの「若しくは」とは、接続詞の
使い分けで別に意味はない。どこか意
味が違つているのじゃ困ると思つて聞
いたのですが、わかりました。
この「若しくは過剰精紡機がない」
場合ですね、この場合は、過剰精紡機
があつても同じ意味に読むのですか。
過剰精紡機があることはある、しかし
その過剰精紡機の持ち主は実はここに
公告した方向へは行きたくない、だか
ら申し込みしない、その自分の工場
の次の計画からいって、糸が不足して
おるものじゃないやつをつくらうと思
つて、だから過剰精紡機があつて
も希望者がないうときは、過剰精紡機が
ないというふうなこの場合は読むので
すか、どうなんでしょうか。

○磯野政府委員 第十三条の前段の場
合でございますが、これは十條で公告
をいたしましたけれども、所要の鍾が
出なかつた場合でございます。そのと
きには、たとえば第一村の過剰精紡機
をつぶして第二村にいらっしやいとい
う公告をするわけでございますが、そ
のときに、公告の結果を集計いたしま

して、所要の錘に達しない場合でも、第一村には綿スフの過剩精紡機が残っており、これが考えられます。過剩精紡機があるけれども達しなかった場合がございしますが、それと同じように、先ほど申し上げましたように、「若しくは過剩精紡機がないとき」というのは、第四年目もしくは過剩精紡機の廃棄が非常に進んだ場合には第三年目あたりには、「若しくは過剩精紡機がないとき」というのは、適例の場合がございしますが、ただいま申し上げました十條の公告の場合とバランスをとった考え方をいたしますと、この「過剩精紡機がないとき」というのは、これは実質的に考えてもいいのではないかと、いふふうに考えております。具体的に申し上げますと、第一の村におきまして合織糸の精紡の能力が著しく不足しております場合に、その第一の村に綿スフの過剩精紡機があるというふうな場合においても、綿スフの過剩精紡機では一〇〇%の合織糸はひくことはできません。それからまた、その綿スフの過剩精紡機を持っております所有者自体も、それをつぶして、そうして一〇〇%合織糸がひける精紡機をつくるというふうな意思がない場合、そういうふうな場合には、形式的には過剩精紡機がありますけれども、実質的には、十三條で考えているような特定の糸の製造の能力が非常に不足しているのに、それを引くに足るような過剩精紡機がございせんので、そういう場合も、この「若しくは過剩精紡機がないとき」に含めて第十三條を運用したいというふうに考えております。

○板川委員 たとえば過剩精紡機が

あったとしても、その者がそこを希望しないという場合には同じように読む、こういふわけですが、私はそれはそれでわかりましたからいいのですが、法制局、どうもこの過剩精紡機というものは、この法律からいうと、必ずしも余っているものが全部過剩精紡機になるのじゃないのですよ。第二十一條で、十七條の指示による共同行為で、なおかつ効力がないと認めるときには大臣が使用停止の命令をする、その使用停止の命令を受けたものが過剩精紡機というのでしよう。だから十七條で、大臣が第二十一條の使用停止を命令しなくても、共同行為で目的を果たしておいた場合には過剩精紡機というのではないのでしよう。そうすると、どうもここは余っている精紡機という意味にとらえないといけないけれども、大臣命令が出ないという場合には、過剩精紡機というものは——余っている精紡機はあるかもしれないけれども、十七條によつて、共同行為で、余っている、使用停止をされている精紡機があるのですから。しかし、過剩精紡機というものは第二十一條の大臣命令でなくちゃ過剩精紡機にならないでしよう。だから私は、どうもこの法律で過剩精紡機という定義を非常に読みづらく定義しておるのじゃないか、こう思うのだが、これは専門家はおかしくありませんか。

○荒井政府委員 表現の点では御指摘のような点が多少あるかと思ひますが、この法律全体の趣旨から考えました場合に、第一条に書かれているような目的を達成しなければならぬということでありまして、それからこの第十三條は、十條から第十三條まで一連の條文でありまして、十條の前に共通の見出しがございしますが、その中で、糸の製造能力の不足の場合における登録等の措置を定めるのだというところが、全体として読み取れると思うのでございまして、けれども、この不足が現実には存するといふ場合に、何らの措置もしないで放置してよろしいのだという趣旨のものとは解すべきではないだらうと思ひわけでございます。そしてこの第十三條の第一段の定めをいたします場合の要件の第一項の規定によりまして、第一項の公告をいたしますような第一項の公告をいたします規定によりまして、前項の公告をいたしました場合に、若しくは変更登録をした精紡機の錘の数の合計が第十條第一項の規定により公告した精紡機の錘の数に達しないとき」という中には、その各区分のほうに過剩精紡機がなお残存してありましても、何らかの理由でその事業が第二條第一項の登録を受けようとしないうというときも当然含まれるわけでありまして、それとの対比からいいますと、この法律の立法趣旨全体からいいますと、その不足精紡機を充足するもとなる過剩精紡機が実質的にないという場合を同じような趣旨で考えて取り扱ふというふうになされるという解決をするのには一つの合理性があるであらうというふうに考えるわけでありま

大臣の使用停止命令を食らったものが過剩精紡機というのですから、だからもし大臣が使用停止命令という命令を出さなくても、十七條の共同行為によつて目的を果たしておいて、十七條というものは、いわゆる使用停止の精紡機です。だからもし過剩精紡機がないときというものはわかりませんが、使用停止の精紡機があったときはどうなるかという理屈になるのです。どうも過剩精紡機がないときという、この過剩精紡機というものは一般的な余つておる精紡機というふうにもとれやすいし、実際十七條によつて、共同行為によつて使用停止をしておる余つておる精紡機もあるはずでしようね。この場合には過剩精紡機がないときというものは、使用停止を共同行為でして余つておる精紡機がないときということも同じ意味ですか。

○磯野政府委員 「若しくは過剩精紡機がないとき」というのは、七條で「以下「過剩精紡機」といっておられますから、共同行為だけのときには形式上過剩精紡機はございせんが、実質上は余つておる設備はあるということになります。

○板川委員 そうすると、第二十一條が発動しないときには、これは余つておる精紡機がないときというふうな意味に読み得るわけですか、この第十三條の過剩精紡機がないときというのは、

○磯野政府委員 そういふふうには読みません。

○板川委員 読みませんというのと、どういふことになるか。あとで検討してみましよう。

次、十六條へいって、撤去を命ずるのですが、三條の規定に違反して設置された精紡機には、通産大臣は撤去を命じます。この撤去を聞かなかつた場合には、これは罰金だけですか。それと、公表するという方法で公表されまうか。

○磯野政府委員 公表の方式は、官報に出しますとともに、同時に従来例によりまして新聞に出しております。

○板川委員 十七條の共同行為の指示についてでございますが、十七條をひくとわかりやすく説明してくれませんか。

○磯野政府委員 十七條は共同行為の指示の規定でございます。通産大臣は、この法律の施行の際に旧織維工業設備臨時措置法第二條第一項の登録を受けている精紡機の錘の数が「これは実数にいたしますと、先ほど申し上げましたとおり千六百三万錘でございます。その「錘の数が昭和四十三年度における織維製品の需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき精紡機の錘の数に比し過大であるため、昭和四十三年度のものは、一億千四百五十五万錘程度と考慮しておりますので、この法律の施行の際の千六百三万錘と差し引きいたしますと、その過大であるため」というのが四十三年度になつても過剩であるといふふうになつておるけれども、「であるため、精紡機の廃棄を促進しなければ織維工業の合理化に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、織維工業審議会の意見をきいて、この法律の施行の際に同項の登録を受けている精紡機の錘の数」これ

はいま申し上げました千六百三万鍾でございませうが、「及び昭和三十九年度における織維製品の需給状況に基づいて算定される当該年度」でございませうから、昭和三十九年度「において必要となるべき精紡機の鍾の数を基準とし、これが千二百五十万鍾程度でございませう。それを基準といたしまして、「一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌して、糸の製造の用に供することを停止すべき精紡機の鍾の数を定め」とございませうので、登録しております千六百三万鍾と昭和三十九年度において計算されました必要鍾数千二百五十万鍾程度との差額につきまして、この差額を使用停止させたほうがよいというふうな考えられますので、その「鍾の数を定め、精紡機を糸の製造の用に供している者に対し」これは事業者でありませうが、「その精紡機を糸の製造の用に供することを停止すること」使用の停止」に関する共同行為を実施すべきことを指示することができると。つまりいろいろ計算をいたしますと、三百五十万鍾程度が余っておりますので、それにつきまして、その余っているものを使用いたしませんということについての共同行為をおやりなさいという指示を産産大臣がやるという規定でございませう。

○板川委員 使用停止というのは、これは実際は、凍結という一般的なことばがありますが、凍結という意味にとつてよろしいのですか。それから、この法律が成立した場合に、いつごろまでに使用停止命令を出す予定ですか。

○磯野政府委員 凍結と申しますのは

もちろん俗語でございませうけれども、三年間使用しないという意味でそういう字を使っております。

それから、いつまでに出すかということでございますが、これはこの法案が施行になりましたら、できるだけ早く指示を出したいというふうな考えでございませう。

○板川委員 共同行為を指示しますね。使用停止の指示をしますね。指示によって共同行為の範囲が広がるので、共同行為の範囲というものはどういうふうな内容を持つものですか。

○磯野政府委員 一般的に申し上げますと、いろいろ二年間検討の末、織維工業界の体質を改善するためにその三百五十万鍾程度の過剰設備につきまして二対一のルールでそれを解消して適正規模にしようという考え、構想、決意が私ども産産省のほうと業界との話し合いでできたのがこの法律案の生まれたゆえんでございませう。したがってその大体のルールがこの法案に盛り込んでおるわけでございますので、この法案で書いておられます基本的なルールを使用の停止することに関する共同行為の内容として指示することになると思ひます。具体的に申し上げますと、余っている過剰設備を使わないということについての使用の停止、それから三鍾のうち二鍾をつぶしまして一鍾を解除いたしていきますので、使用の停止のかわりに精紡機についての解除のやり方、それから二鍾を減失いたしました一鍾を新設してまいりますから、そういう減失、新設についてのやり方、そういうふうなものが、この指示の内容になるかというふうなことを考えております。

○板川委員 この指示の内容ですが、これはいま余っているところは旧綿紡、旧スフ紡、旧梳毛紡、いわゆる過剰精紡機があるわけですね。ですからそれは旧登録の区分によって、まずその三つの区分によってそれぞれの指示をするのですか、余っている村に対しては本法の指示でやるのですか。

○磯野政府委員 いまの第十七条の二項に、「前項の規定による指示は、この法律の施行の際現に旧織維工業設備臨時措置法第二条第一項の登録を受けている精紡機について同法第三条第一項の規定による登録の区分により行なう。」これは現行法の登録の区分でございませうので、その区分によりこれを行なうと書いてございませうから、ただいまの御指摘のとおり綿紡、スフ紡、梳毛紡の三つにつきまして共同行為の指示をいたします。したがってその三紡に対して指示を三ついたしますというふうな考えております。

○板川委員 そうですね。ですから旧綿紡、旧スフ紡、旧梳毛紡の村に対して三本の共同行為の指示が出る、その他には出ない、こういうふうな解釈してよろしいですね。そこでこの法律には共同行為を解除するという場合が書いてありませんから、その共同行為を指示する、共同行為の中で解除する条件をあげている。いま局長も言ったが、使用停止を解除する場合の条件というの、正確に言うとは何と何と何で

○磯野政府委員 使用停止をいたしました精紡機を解除する場合といたしましては、その場合はこの法律の規定に乗っかっておりませんが、同一の区分の中における登録されました精紡機使

用停止の精紡機三鍾について、その二鍾をつぶして一鍾を動かすという場合がございませう。この場合が一つと、それからあととただいままでいろいろ御審議いただきました第七條において新登録がございましたが、その第七條の二号、三号の場合、それから変更登録の場合の第九條の同じく二号、三号の場合、そういうふうな場合が解除の場合の大体のケースでございませう。

○板川委員 こういうことですか。使用停止を解除するということが一つです。それは法律に使用停止を解除するということ項目はないから、共同行為指示の中にその項目も産産大臣が内容とする。その内容としては、いままでの各条にあったように、二機をつぶして一機を復活するという場合は解除する。それから動いているやつをつぶして一機を復活させるという場合は、これまた解除するんだ、それから試験研究用のために必要がある場合には、これは登録がなくともできるんですから解除する。それからもう一つ輸出振興のために必要がある場合に解除するという考え方があつたに聞かれますが、その点はどうお考えになりますか。

○磯野政府委員 織維製品の輸出を振興いたしますために、現行法の操短の仕組みの中におきましても、輸出をした場合にはそれだけのメリットが与えられておること、インセンティブを置いておること、これは輸出別ワック除、つまり別ワック除と申しますのは、一般の操短に対して特に輸出をいたしました場合にそのものに特別の恩恵としてある一定の分だけに機械を動かしていいというメリットを与えて

おるわけでありませうが、そういう輸出の振興のためにはそういうふうな輸出の特別別ワック除的なき方が、この新しい法案の趣旨になりました場合にも、織維の輸出の特殊性から言つて当分の間必要であるかと考えておりました。いまの御指摘の輸出の別ワック除につきましては、この共同行為の指示の内容としてそれを含ませたいというふうな考えております。

○板川委員 従来の法律は需給調整的な機能を持っておりませうが、旧法は、だけれども新法の目的は、いわゆる古いのをつぶして新規に取りかえていくというやつなですね。従来輸出振興のために必要がある場合はその解除をしたことはありますが、新法の場合には、それが従来のような立場で運用されれば結局スクラップ・アンド・ビルドでなくて需給調整的な機能になつてしまふ。だからできればやはりこういう場合には、今度の場合には、よそから二対一なり一対一なりで動かして、その中で動かしてやるようにしたほうが、法の趣旨に沿うのではないかと。輸出振興のために必要だ。それは必要の場合も事実あるかもしれませうが、必要だということでは従来よりよほど解除していったりすると第一の目的に反するのではないかと、こう思うのですが、この点どうですか。

○磯野政府委員 ただいまの点は、御指摘のとおり、現行法におきましては精紡機の解除のしかたが全体的に需給調整というふうな思想で運用しておつたわけでございます。それで新しい法案では需給調整的なことは絶対しない、こういうのが基本的な考え方で

ざいます。ただ輸出の問題につきま
しては企業のレベルまでいろいろ掘り下
げてきました場合に、たとえば一つの
あまり大きくない企業でほとんどのも
のを輸出しているというふうな、そう
いうような企業もございまして、まあ
いろいろ関係もございまして、この
移り変わりについて輸出除のやつを
全然落とすことは実態にそぐわないと
いう感じがありますので、この点は新
しい制度にも入れてございまして、た
だ、そういうことでございまして、従
来と違いました一般的な需要増加に対
しましては、従来のように半年ごとに
その需要を見て操短をやるというので
はございまして、これは新設、廃業
のルールで自動的に変わっていきま
す。そうしてまたこの輸出除自体も
ある一定限度のワクの中で、つまりあ
まり全体に対して需給調整的な影響を
与えない範囲の繰数で考えております
ので、そういう点は全体にそう悪い影
響を与えるものではないということ
で、今後も入れていきたいと考えてお
ります。

○板川委員 輸出振興に関する必要が
ある場合の取り扱いについて、あとで
文書で返答していただきたいと思いま
す。
この十七条は結局こういうことでは
か、通産大臣が共同行為を申請する。
さつき言ったような内容で、これは三
十九年―四十三年度の間の需給を勘案し
て、そして現在必要な数はこれだけ
ある、四十三年度に必要な数はこれだ
けであるからというので、現在必要
以外のものを使用停止をさせる。これ
は原則として、特別な変更規定も十九
条かにありますが、特別な事情がない

限りとにかく一回やったらそのままず
っといく。あとは一―三の村でそれぞ
れ過不足があればその一―三の村の移
動なりによって調整をするんだ、それ
を調整する場合は、動いているのは一
対一だし、動かないのは二対一だとい
うことで、従来のように需給調整的な
運用はしない。だから共同行為の指示
というのは、原則的に順調にいけば一
回ある。十九条で取り消す変更とい
う場合は別として、一回だけと思っ
ていいのですか、一回限り。
○磯野政府委員 第十七条は一七ペー
ジから一八ページにかかっています、現在
ございませぬ精紡機の繰数と三十九年度
の必要な繰数を基準として指示を出
す、こう書いてございまして、三十九
年度だけ書いてございまして、四十年
度、四十一年度、四十二年度というも
のは書いてございませぬ。そういう意
味合いからいきましても、これはこの
法案の施行の際に一回だけ出すとい
うことを考えております。

○板川委員 一回だけ出すということ
で、これはそうだと思つたのですが、
それでは十八条を伺いたいのですが、
十八条では別にこの加入、脱退の問題
については触れておりませぬ。これは
いままでの立法の原則からいえば自由
だというたてまえでいいはずですね。
○磯野政府委員 そういうことでござ
います。

○板川委員 「従業員」の地位を不当に
害するものではないこと。」というの
十八条二項の四号にありますが、この
不当に害するものではないという範囲は
どういうことを考えていますか。
○磯野政府委員 この四号の規定は現
行法でも同じような規定がございま

が、その趣旨は、共同行為によってと
にかくにも動かすことのできる機
械、精紡機を動かさないようにいたし
ますから、そういうことのために従来
そこに働いておつた従業員が不当に解
雇されるか、そういうことがないよ
うにせよ、こういう趣旨のように了解
しております。
○板川委員 共同行為の内容として大
臣が指示する場合には、こういう条文
は入りませぬか。
○磯野政府委員 大臣が指示をいたし
ます場合にこれを入れませぬ。
○板川委員 「不当に差別的なもので
ないこと。」というのがありますが、
不当に差別的というのはどういうこと
が考えられますか。
○磯野政府委員 使用の停止につきま
して、たとえば各企業でいろいろ使用
の停止率が違うのは不当に差別的であ
るといふことでございまして、そう
いうことをしない、こういうことでご
ざいます。

○板川委員 時間になりますから、
きょうはこれだけで終わりますが、二
十一條の趣旨はどういうことですか。
共同行為をしたが二分の一以上の頭数
で、繰の数が三分の二をこえる場合に
事態を克服することが困難であるとき
には大臣は審議会の意見を聞いて命令
を出す、こういうふうにとれるので
が、この条文からいって、二分の一以
下、三分の一以下であるアウトサイ
ダー規制というふうにとれるのです
か、それともアウトサイダー規制以外
に適用できるというふうな解釈がある
かどうか、この点について。
○磯野政府委員 第二十一條は二つの
性格を持っているというふうな考え方

おりますが、一つはいわばアウトサイ
ダーに対する命令ともいうべきもので
ございまして、共同行為が行なわれま
したけれども、その共同行為に参加し
ない者に対してもこの命令が出ていく
というので、いわゆるアウトサイ
ダー規制的な効果を持っております。
第二番目としたしましては、ここに
書いてございませぬ二分の一、三分
の二の要件が整いました場合に、共
同行為は完全にできているというふう
な場合でも、その共同行為が何ぶん
も三年間というふうな長い期間の共同
行為でございませぬし、その間にいろ
いろ経済事情の変化もございませぬし
ら、スタートにおきまして共同行為
は、たとえば指示を受けました全員に
ついてでございましたけれども、共同行為
の三年間の存続については通産大臣が疑
問を持ちました場合には、その点で疑
問があつて廃業が促進しないという
ふうな疑念がございませぬ場合には、第
二十一條の使用停止命令が発動できる
ものというふうな了解しております。
で、そういう意味から申しますと、こ
れは員内者、員外者を含めましての使
用停止に関する個別的な行政命令の規
定であるというふうな考えておりま
す。

○板川委員 そうすると第二十一條はこ
ういうことですか。アウトサイダー、
参加しなかつたものにかける場合もあ
る。しかし全員が共同行為に参加して
おるが、しかしどうも内容から見
ると、加入脱退は自由ですから、はずれ
るおそれがある、そして事態を克服す
ることが困難だというときには、全員
に停止命令を課することができ、こ
ういうふうな二つのことをこの中で表

現しておるといふことですか。
○磯野政府委員 たいにおつしやっ
たとおりに考えております。
○板川委員 法制局に伺いますが、こ
の法律の立て方として、ほんとうから
言えば、使用停止の共同行為が十七
条である、その十七条での共同行為が
十分効果をもたらさなかつた場合に
は、ほんとうから言えば十九条で変更
命令を出す、変更命令を出しても開か
なかつたときは、使用停止命令を出す
という順序が常識的に言えば考えられ
るわけですか。この法律の適用を頭に
置けば、これでいいという考えもある
けれども、われわれが普通に考えた場
合には、指示で一つカルテルを押さ
え、それを聞かないというならば停止
命令ということよりも変更命令を出す
かして、改善して、改善してだめなら
命令というの、ほんとうから言えば
順序じゃないか、そういう形を踏むべ
きじゃないかと思つたのです。しか
しここで共同行為の指示をして、もう
だめだと思つたらすぐ命令を出すとい
う形は立法技術としてどうですか、お
かしくありませんか。

○荒井政府委員 この第十九条で共同
行為の指示の変更というものを規定し
ておりますのは、要件といたしまし
て、「第十七条第一項の規定による指
示に係る共同行為の内容が前条第二項
各号に適合するものでなくなつたと認
めるときは」ということを書いてお
ります。その指示の基本を全体として
変更するといふようなことを必ずしも
想定していないといふことでございま
す。そういう場合に員外、員内両方
とも二十一條の規定で措置をするとい
うことを考えているわけがございま

第一類第九号 商工委員会議録第三十八号 昭和三十一年四月二十八日

す。
 ○板川委員 そうすると十九条では、指示の内容が実情に合わなかったら変更するという項目は含まれない、そうして二十一条でその場合には処理するという法律の立て方をした、十七条の指示の内容が実情に合わない場合には、十九条によって変更等は考えない、したがって、十九条の中には指示の内容を変えるということはない、その場合には、もう二十一条で使用停止命令で処理するのだ、こういう立て方をした、こういうわけですね。
 ○荒井政府委員 いまおっしゃったとおりでございます。
 ○板川委員 なおありますが、時間となりましたから、次の機会にいたしまして、本日はこれで終わります。
 ○始関委員長代理 次会は、来たる五月六日水曜日午後十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

商工委員會議録第六号中正誤

ハシ段 行 誤 正

一 二 三 木村守江君 斎藤邦吉君
 紹介 外一名紹介

商工委員會議録第二十四号中正誤

ハシ段 行 誤 正

二 三 八 国気 国民
 三 相当する 相当ある

八 五 二 連と 連中と

一 〇 三 一 四 決算 決済

一 〇 五 一 元 一 つた 一つは

三 三 四 五 こととして ことし

三 三 四 三 ませが ませんが